**平成２７年（フ）第１９号**
長崎県諫早市高来町下与618番地２　西尾ビル201号、前住所長崎県諫早市高来町汲水84番地５
債務者　坂本　修介
１　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２７年（フ）第７号**
長崎県対馬市豊玉町仁位1752番地、前住所長崎県対馬市豊玉町横浦113番地17
債務者　井土　清子
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

**平成２７年（フ）第３６２号**
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　染山　康成
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３７９号**
大阪市住吉区南住吉２丁目14番19号　平成ハイツ202号
債務者　倉地　秀徳
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５００号**
大阪市西淀川区出来島３丁目２番11―610号
債務者　田口　兼光
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５５１号**
大阪府守口市八雲北町３丁目11番15―1120号、前住所大阪府守口市寺方錦通３丁目６番40号
債務者　尾崎　省司
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１０１６号**
大阪府茨木市三島丘２丁目２番１―206号
債務者　福井美知子
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１０３２号**
大阪市北区池田町13番１号　クラウンハイツ501号室
債務者　西森なぎさ
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１３号**
熊本県荒尾市金山66番地１
債務者　笠間美恵子
１　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで　熊本地方裁判所玉名支部

**平成２７年（フ）第６５号**
函館市昭和４丁目48番１号
債務者　青山　貴史
１　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで　函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第２号**
大分県日田市本庄町３番16号　コーポ梅野３号
債務者　平井　翔一
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで　大分地方裁判所日田支部

**平成２７年（フ）第８９号**
埼玉県桶川市大字坂田571番地の７
債務者　大木　伸悟
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第９２号**
埼玉県桶川市若宮１丁目１番10号　ローヤルシティ桶川205号
債務者　岸田　敦子
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１３４号**
埼玉県戸田市大字新曽839番地　Ｆ．Ｉ．Ｓ．戸田西317号室
債務者　金岡　英一
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１９５号**
さいたま市南区大字大谷口679番地
債務者　渡邉　隆司
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第７５号**
埼玉県春日部市大沼４丁目６番地１　スペース21―601号
債務者　高野ゆかり
１　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第４３７号**
大阪府泉佐野市鶴原３丁目７番14号
債務者　岡村　光洋
１　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第７３号**
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１丁目18番19―205号
債務者　菅野　教道
１　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係